



アメリカ

ベビー用椅子 バウンサーの新連邦基準が発効

- CPSC ホームページ <https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/New-Federal-Standard-to-Improve-Safety-of-Infant-Bouncer-Seats-Takes-Effect>
<https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Final-Rule-Safety-Standard-for-Infant-Bouncer-Seats-August-23-2017.pdf?ctmyMqMkYwQ1t3QN9DUXCDKnJQ5rKCX6>
- ASTM ホームページ <https://www.astm.org/Standards/F2167.htm> ほか

バウンサーは赤ちゃんをリクライニングの姿勢で支え、ゆらゆらと揺ることができるベビー用椅子。生後6カ月頃までの乳児に使用される。手動や赤ちゃんの動きに応じて揺れるほか、電動で自動的に揺らすこともできる。このほどバウンサーに関する新しい連邦安全基準が発効した。

CPSC(消費者製品安全委員会)には2006年1月～2016年6月にバウンサーによる危害情報報告が347件あり、そのうち傷害が54件、死者は12人であった。主な死亡原因は、赤ちゃんがバウンサー内でうつ伏せになるなどして鼻や口が覆われたことによる窒息、またはバウンサー本体が転覆して、バウンサーを据えた大人用のベッドなどの上でうつ伏せで落下したことによる窒息であった。また、NEISS(全国電子傷害サーベイランスシステム)の統計では、2006年1月～2015

年12月にバウンサーによる傷害事故が874件報告されている。そのうち485件は落下事故で、特にキッチンカウンターやテーブルなど高さのある危険な場所に据えたバウンサーからの落下で、脳震盪^{しんとう}や頭蓋骨折など脳損傷やその後長期間にわたる後遺症が残る重大事故のケースが多かった。

バウンサーについては、これまでASTM(旧アメリカ材料試験協会)規格により、転覆防止のため設置場所の安定性確保、バッテリーの液漏れや過熱防止などの安全基準が設けられていたが、CPSCでは、さらに危険を回避するために●必ず床で使用する(キッチンカウンターやテーブル上で使用しない)●ベッドやソファなど柔らかな表面上に置かない●使用中はそばを離れない^{ちようぶ}などの基準を追加した。また警告ラベルの貼付義務なども加えている。



香港

クーリング・オフ制度の導入を

- HKCC ホームページ https://www.consumer.org.hk/ws_en/competition_issues/reports/cooling-off.html
- CEDB ホームページ <http://www.cedb.gov.hk/speech/2018/pr09052018a.htm>

ほか

香港では、クーリング・オフ制度が定められていない。一部の保険商品などの自主綱領に条項が含まれているだけだ。政府は2012年の商品説明条例改正の際、クーリング・オフ制度の導入も立案したが、経済界の強い反発で成立しなかった。その後もエステサロンやフィットネスクラブ(いずれも前払い式で、6カ月以上継続するもの)などで不当な契約が横行し、2016年5月、立法会の経済発展委員会で再度制度の導入を要請する動議を可決した。これを受けHKCC(香港消費者委員会)に実態調査が委託され、2年間の調査を経て報告書が発表された。

HKCCには、2013～2017年にエステサロン関連で毎年1,000件以上、フィットネスクラブ関連で500件前後(2016年を除く)の苦情が寄せら

れている。そのうち説明が虚偽であった、長時間拘束して高圧的に契約を迫られたなどの相談が、エステサロン関連で33%、フィットネスクラブ関連では42%に上る。平均損害額はエステサロン関連で約33,000ドル、フィットネスクラブ関連で約36,000ドル(1香港ドル=約14円)となる。

HKCCの報告書はこれらの実態や消費者被害などを明らかにするとともに、一部業界の自主綱領や既にクーリング・オフ制度が定着している中国本土や海外等の制度も参考に、その効用等を考察した。そしてクーリング・オフ期間を7日間とし、その適用範囲や表示、返金・返品等の運用、処罰等を提示した。CEDB(香港商務及経済発展局)は今年中に立法会に法案の骨子を提出し、2020年までの法案提出をめざすとしている。



ドイツ

架空の商品テスト結果を引用する問題広告も

●商品テスト財団『テスト』2018年5月号 <https://www.test.de/Werbung-mit-Testergebnissen-Mit-der-Lizenz-zum-Werben-4895947-0/>
 ●RALホームページ <https://www.ral-logolizenz-warentest.de/lizenzoptionen.html>

ドイツでは、商品テスト誌を参考にしながら、新たな商品を購入するという文化が根付いている。特に消費者の信頼を集めているのが、商品テスト財団発行の『テスト』誌（1966年創刊）である。同誌で下された評価が売り上げに響くことは事業者も認識しており、高い評価を受けた製品・役務には、同財団のロゴ付きテスト結果を表示し、テレビや雑誌で積極的に宣伝している。

ところが、商品テスト結果を悪用した広告が多発したため、同財団は2013年7月からロゴのライセンス契約を導入し、事業者に利用料を課すこととした*。2017年に締結されたライセンス契約は698件を数え、同財団から業務を委託されたRAL（ドイツ品質保証・表示協会の関連団体）が、契約違反に目を光らせている。1年間にチェックする店舗・新

聞・雑誌等の広告は約58,000件に上り、2017年に見つかったロゴの不適切な使用は272件だったという。その多くは、好成績だった古いテスト結果を引用したもののだが、テストしたことがない商品にロゴを表示する違反例も13件あったという。例えば、フライパンのテストで好成績を収めた事業者が、テスト対象外だった鍋にもロゴを付けて宣伝するカタログが見ついている。また、一度もテストしたことがない自動車用幼児座席について、架空のテスト結果を宣伝するネット広告もあった。

そこで同財団は、消費者が商品選択を誤らないためのサイトを紹介している。ロゴに表示されるライセンス番号を入力すれば、テスト結果等を確認できるしくみである。

* ウェブ版「国民生活」2016年8月号「海外ニュース」参照 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201608_09.pdf



オーストリア

自転車事故防止のために定期的な点検を

●オーバーエスターライヒ労働者会議所ホームページ https://ooe.arbeiterkammer.at/service/testundpreisvergleiche/tests/Radservice_im_Test.html

オーストリアでは、自転車が重要な交通手段として認知されており、通勤・通学のほか、休暇旅行の遠距離移動でも多用されている。しかし、乗車するうちに部品の緩みや損耗が生ずることから、定期的なメンテナンスは欠かせない。そこで、長い冬が終わり、自転車シーズンを迎えると、専門店の点検・整備サービス（有料）を利用する消費者が増える。

今回、オーバーエスターライヒ労働者会議所では、リンツ市内の自転車専門店等16店を対象に、サービスの品質をテストした。テストに当たり、4種類の典型的な不備（変速機の誤調整、空気圧が低過ぎるタイヤ、サドルの緩み、前輪の緩み）を組み込んだ自転車を用意し、通常の客を装った同団体関係者が点検を依頼した。

その結果、すべての不備を見抜き、適切な整備を

行った13店が、技術面で「非常に良い」と評価された。また、修理の必要な箇所や料金の事前説明など、顧客対応面でもほとんどの店舗が良好と判断された。一方、数カ所の不備を自ら見抜けず、客からの苦情で初めて気づいたのにもかかわらず、必要な追加修理を行わなかった1店が、技術的にも顧客対応的にも「不十分」と判断された。

同団体は、自転車整備を専門店で依頼する場合は、多くの人を利用する春よりも、シーズン後のほうが合理的だとする。店に時間的余裕があることから、丁寧な仕事が見込まれるうえに、格安サービス提供の可能性もあると期待する。さらに、この時期に整備しておくことで、春の到来とともに清潔で安全な状態で乗車できるので、事故のリスクを減らし、自転車の寿命を延ばすことにもつながると助言する。